

第7章

介護保険サービスの基盤強化 と質の向上の推進

1 節 介護サービスの充実強化

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスなどの在宅サービスの強化

【現状と課題】

- 介護サービス事業所数は年々増加し、提供体制は充実してきています。特に、通所介護や短期入所生活介護などが大きな伸びを示す一方で、訪問看護等、医療サービスについて計画に達していません。
- 今後も当分の間は、要支援・要介護認定者が増加し、それに伴い介護サービスも増加が見込まれることから、一層のサービス基盤の拡充が必要です。
- しかし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）など、地域で重度要介護者を支えるサービスの整備が進んでいない状況にあります。
また、保険者も必要性を感じており、公募制を検討しているところもあります。

【今後の取組】

- 適正なサービス利用の見込みに基づき、サービス提供体制の整備を促していきます。
- 特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、看護小規模多機能型居宅介護について、導入に向け情報提供を行うなど保険者を支援します。
- 併せて、サービスの質の向上を図るため、サービス従事者の研修体制や、事業者に対する指導監督体制の充実を図ります。

※複合型サービスは、平成27年4月1日から訪問看護と小規模多機能居宅介護を組み合わせたサービスとして「看護小規模多機能型居宅介護」となります。

介護保険のサービスの種類

		県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス	
要介護1 要介護5の方	居宅系サービス	居宅介護支援 (ケアマネジメント)		
		○ 訪問系サービス	① 訪問介護	地域密着型サービス ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 認知症対応型通所介護 ④ 小規模多機能型居宅介護 ⑤ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養) ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
			② 訪問入浴介護	
			③ 訪問看護	
			④ 訪問リハビリテーション	
	⑤ 居宅療養管理指導			
	○ 通所系サービス	① 通所介護		
		② 通所リハビリテーション		
	○ 入所系サービス	① 短期入所生活介護		
		② 短期入所療養介護		
	③ 特定施設入居者生活介護			
施設サービス	○ 福祉用具サービス	① 福祉用具貸与		
		② 特定福祉用具販売		
	① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			
	② 介護老人保健施設			
	③ 介護療養型医療施設			
要支援1・要支援2の方	介護予防サービス	介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)		
		○ 訪問系サービス	① 介護予防訪問介護	地域密着型介護予防サービス ① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※1 (グループホーム)
			② 介護予防訪問入浴介護	
			③ 介護予防訪問看護	
			④ 介護予防訪問リハビリテーション	
	⑤ 介護予防居宅療養管理指導			
	○ 通所系サービス	① 介護予防通所介護		
		② 介護予防通所リハビリテーション		
	○ 入所系サービス	① 介護予防短期入所生活介護		
		② 介護予防短期入所療養介護		
	③ 介護予防特定施設入居者生活介護			
福祉用具サービス	○ 福祉用具サービス	① 介護予防福祉用具貸与		
		② 特定介護予防福祉用具販売		

※1 要支援1の方は対象外

(注1) 平成30年4月1日までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護は地域支援事業に移行します。

(注2) 平成28年度から、小規模の通所介護は地域密着型サービスに移行します。

2 居宅サービス及び介護予防サービスの供給見込量（第6期期間及び平成37年度）

(1) 訪問系サービス

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加する一方、共働きも増加し、日中に自宅で独りとなる要支援・要介護高齢者の増加などにより、訪問系サービスの需要は増加し、それに応じて事業所数も増加しています。
- サービス利用者の増加に対応した適切なサービス提供ができるよう事業者を指導します。
- なお、介護予防訪問介護は、平成30年4月1日までに地域支援事業に移行します。

【供給見込量】

① 訪問介護、介護予防訪問介護

(単位：千円、回、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
訪問介護	給付費	6,527,554	6,938,030	7,440,579	10,705,957
	回数	2,361,734	2,522,945	2,710,507	3,919,214
	延べ人数	116,520	122,952	129,576	158,604
介護予防訪問介護	給付費	869,270	880,495	404,062	
	延べ人数	47,724	48,288	22,152	

H30年4月1日までに介護予防訪問介護は地域支援事業に移行

長寿社会課調べ

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

(単位：千円、回、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
訪問入浴介護	給付費	677,795	705,700	760,730	1,077,222
	回数	60,934	63,889	69,738	102,986
	延べ人数	13,668	13,824	14,292	16,032
介護予防訪問入浴介護	給付費	1,559	1,541	1,915	4,587
	回数	210	209	257	593
	延べ人数	48	48	48	48

長寿社会課調べ

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

(単位：千円、回、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
訪問看護	給付費	817,298	890,330	977,022	1,606,405
	回数	144,242	162,136	181,939	323,555
	延べ人数	23,400	25,116	27,096	33,588
介護予防訪問看護	給付費	42,801	51,176	59,782	116,148
	回数	9,323	10,992	12,806	24,152
	延べ人数	1,644	1,752	1,848	2,244

長寿社会課調べ

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

(単位：千円、回、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
訪問リハビリテーション	給付費	115,354	134,006	158,643	278,116
	回数	40,247	46,524	54,656	97,034
	延べ人数	4,140	4,452	4,656	5,940
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	10,518	13,511	16,508	20,927
	回数	3,676	4,766	5,842	7,540
	延べ人数	492	612	720	732

長寿社会課調べ

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 (単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
居宅療養 管理指導	給 付 費	92,749	101,431	111,969	136,581
	延べ人数	14,664	15,888	17,412	20,952
介護予防居宅 療養管理指導	給 付 費	6,378	7,878	9,098	10,987
	延べ人数	900	1,068	1,284	1,524

長寿社会課調べ

(2) 通所系サービス

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加する一方、共働きも増加し、日中に自宅で独りとなる要支援・要介護高齢者の増加などにより、通所系サービスの需要は増加し、それに応じて事業所数も増加しています。
- サービス利用者の増加に対応した適切なサービス提供ができるよう事業者を指導します。
- なお、小規模な通所介護事業所は、平成28年度に地域密着型サービスに、介護予防通所介護は、平成30年4月1日までに地域支援事業に移行します。

【供給見込量】

① 通所介護、介護予防通所介護

(単位：千円、回、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
通所介護	給 付 費	12,368,311	10,291,875	10,979,208	13,646,725
	回 数	1,537,052	1,280,326	1,378,864	1,738,129
	延べ人数	184,812	152,028	160,944	187,440
介護予防通所 介護	給 付 費	1,669,105	1,622,486	634,489	
	延べ人数	52,824	51,757	21,129	

H28年度以降、小規模通所介護事業所は地域密着型通所介護に移行
H30年4月1日までに介護予防通所介護は地域支援事業に移行

長寿社会課調べ

② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

(単位：千円、回、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
通所リハビリテ ーション	給 付 費	2,495,072	2,706,023	2,916,326	3,832,240
	回 数	284,545	306,917	329,069	435,515
	延べ人数	37,332	39,996	42,552	50,292
介護予防通所リハ ビリテーション	給 付 費	290,082	327,051	359,709	420,676
	延べ人数	7,956	9,060	9,984	11,904

長寿社会課調べ

(3) 入所系サービス

- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、近年、施設の整備が進み増加しており、サービス供給量も伸びています。今後も利用者数、事業所数共に増加が見込まれます。
- 整備に当たっては市町村との連携をこれまで以上に密にします。
- 特定施設入居者生活介護については、県の老人福祉圏域ごとの整備計画と市町村の整備計画の整合性に留意し、県と市町村が連携して指定をします。

【供給見込量】

① 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (単位：千円、日、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
短期入所生活介護	給付費	17,674,697	18,319,318	19,113,285	22,724,655
	日数	2,207,957	2,305,366	2,409,026	2,876,212
	延べ人数	118,008	122,604	127,200	148,428
介護予防短期入所生活介護	給付費	115,487	124,161	147,917	209,935
	日数	18,569	20,738	23,940	37,622
	延べ人数	2,640	2,904	3,192	3,264

長寿社会課調べ

② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 (単位：千円、日、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
短期入所療養介護	給付費	494,903	512,498	545,490	746,377
	日数	53,024	55,705	59,635	81,215
	延べ人数	4,716	4,908	5,232	6,552
介護予防短期入所療養介護	給付費	6,056	8,520	11,328	15,950
	日数	676	948	1,260	1,732
	延べ人数	144	192	228	240

長寿社会課調べ

③ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 (単位：千円、日、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
特定施設入居者生活介護	給付費	3,674,716	4,124,521	4,456,425	5,247,282
	延べ人数	21,336	24,060	25,836	30,396
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	291,161	312,090	330,845	385,768
	延べ人数	3,408	3,600	3,810	4,488

長寿社会課調べ

(4) 福祉用具サービス及び住宅改修

- 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を効果的な生活支援とするためには、介護支援専門員の関わりが重要です。
- 住宅改修では、手すりの設置や段差の解消の工事等にサービス利用の増加が見込まれます。
- サービス利用者の増加に対応した適切なサービス提供ができるよう事業者を指導します。

【供給見込量】

① 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 (単位：千円、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
福祉用具貸与	給付費	2,153,780	2,259,911	2,397,635	2,918,446
	延べ人数	173,760	185,916	199,812	244,728
介護予防福祉用具貸与	給付費	170,972	205,229	242,658	289,902
	延べ人数	30,960	37,200	43,104	51,096

長寿社会課調べ

② 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売 (単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
特定福祉用具 販売	給 付 費	102,742	110,214	116,771	138,402
	延べ人数	8,688	9,804	11,184	14,220
特定介護予防 福祉用具販売	給 付 費	27,712	29,675	31,367	34,513
	延べ人数	2,256	2,400	2,532	2,688

長寿社会課調べ

③ 住宅改修 (単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
住宅改修	給 付 費	248,369	273,814	304,576	363,838
	延べ人数	5,808	6,504	7,524	9,288
介護予防 住宅改修	給 付 費	109,784	120,575	131,336	157,013
	延べ人数	2,328	2,520	2,664	3,036

長寿社会課調べ

(5) 居宅介護支援・介護予防支援

- 要支援・要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用の増加が見込まれます。
- 利用者数の増加に対応できるよう、介護支援専門員数の確保とともに、各種の研修による資質向上を図ります。

【供給見込量】

① 居宅介護支援 (単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
居宅介護 支援	給 付 費	5,377,931	5,514,366	5,686,378	6,697,148
	延べ人数	379,236	390,900	403,824	476,112

長寿社会課調べ

② 介護予防支援 (単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防 支援	給 付 費	455,141	471,780	484,902	558,907
	延べ人数	108,600	112,848	115,980	133,956

長寿社会課調べ

3 地域密着型サービスの供給見込量

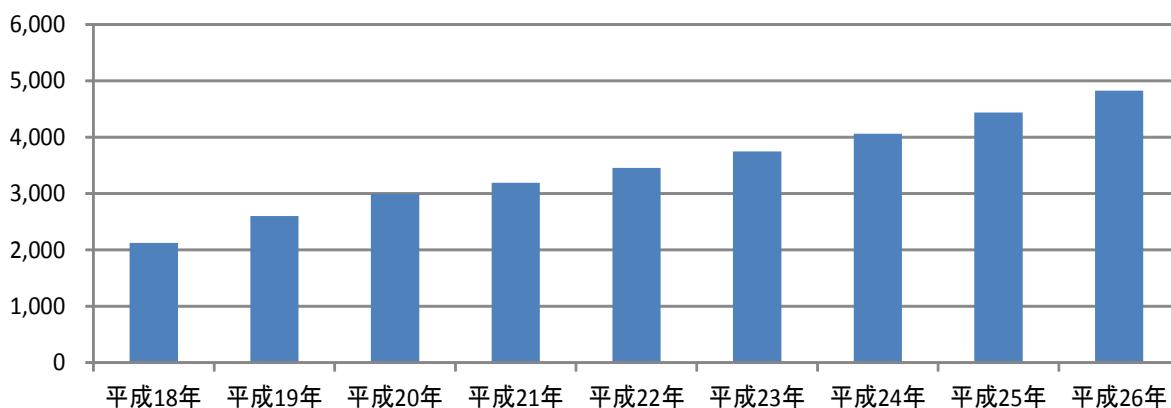
- 一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加等が見込まれることから、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスの基盤を拡充することが必要です。
- 特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、看護小規模多機能型居宅介護の導入に向け、情報提供を行うなど、市町村の事業所整備を支援します。

【利用者の推移】

(各年10月末現在 単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域密着型サービス受給者数	2,122	2,599	2,994	3,192	3,454	3,744	4,058	4,435	4,822

地域密着型サービス
受給者数



(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 市町村の日常生活圏域においてサービス利用ができるよう、整備について支援します。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	116,376	164,899	214,276	236,501
	延べ人数	1,428	2,004	2,628	2,880

長寿社会課調べ

(2) 夜間対応型訪問介護

- 一人暮らしや夫婦だけの高齢者世帯に対する24時間の安心感を提供できるサービスとして、今後、利用が増加するものと見込まれます。
- 平成26年度までは利用が無い状況ですが、今後、都市部を中心としてサービス提供体制の整備を支援します。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
夜間対応型 訪問介護	給付費	2,415	10,175	22,277	22,042
	延べ人数	108	468	1,044	1,056

長寿社会課調べ

(3) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症高齢者ができる限り、なじみの事業所において、家庭的な環境のもとでサービス提供されることから、このサービスに対する利用は今後も増加するものと見込まれます。
- 市町村の日常生活圏域においてサービス利用ができるよう、整備について支援します。

【供給見込量】

(単位：千円、回、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
認知症対応型 通所介護	給付費	578,312	634,198	713,695	1,382,225
	回数	58,423	65,701	75,965	155,400
	延べ人数	6,432	7,560	9,096	12,660
介護予防認知 症対応型通所 介護	給付費	9,520	12,986	17,002	23,677
	回数	1,454	1,979	2,482	3,793
	延べ人数	300	384	468	420

長寿社会課調べ

(4) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

- 認知症の特性に配慮したサービスとして創設され、これからの高齢者介護の主要なサービスのひとつとして必要性が増しています。
- 市町村の日常生活圏域においてサービス利用ができるよう、整備について支援します。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
小規模多機能型居 宅介護	給付費	2,692,833	3,039,022	3,350,100	3,840,726
	延べ人数	15,048	17,100	18,996	21,996
介護予防小規模多 機能型居宅介護	給付費	116,279	129,616	135,508	147,519
	延べ人数	1,908	2,124	2,196	2,400

長寿社会課調べ

(5) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

- 市町村において日常生活圏域に必要な利用定員総数を定め、計画的に基盤整備を図っていきます。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
認知症対応型 共同生活介護	給 付 費	7,418,359	7,746,743	8,054,167	8,885,728
	延べ人数	30,624	32,040	33,336	36,924
介護予防認知症対 応型共同生活介護	給 付 費	39,007	50,021	52,872	57,182
	延べ人数	192	240	252	264

長寿社会課調べ

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 市町村において日常生活圏域に必要な利用定員総数を定め、計画的に基盤整備を図っていきます。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給 付 費	478,283	551,580	586,891	646,088
	延べ人数	2,544	3,540	3,636	3,972

長寿社会課調べ

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 市町村において日常生活圏域に必要な利用定員総数を定め、計画的に基盤整備を図っていきます。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給 付 費	1,769,462	2,069,448	2,525,761	3,019,250
	延べ人数	6,972	8,184	9,996	11,880

長寿社会課調べ

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

- 市町村の日常生活圏域においてサービス利用ができるよう、整備について支援します。

【供給見込量】

(単位：千円、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	301,920	437,032	533,572	609,207
	延べ人数	1,656	2,220	2,736	3,000

長寿社会課調べ

(9) 地域密着型通所介護

- 市町村の日常生活圏域においてサービス利用ができるよう、整備について支援します。
- 併せて、平成28年度に、既存の小規模な通所介護事業所が円滑に地域密着型通所介護事業に移行できるよう、市町村等への支援を行います。

【供給見込量】

(単位：千円、回、人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
地域密着型通所介護	給付費		2,848,761	3,099,621	3,856,059
	回数		350,941	381,164	491,548
	延べ人数		43,344	46,752	57,024

長寿社会課調べ

2節 個人の尊厳とプライバシーに配慮した施設整備

1 介護保険施設の必要入所定員総数

【現状と課題】

- 本県の65歳以上人口は、平成27年（2015年）に344,378人（高齢化率33.7%）、平成32年に356,669人（高齢化率37.2%）となりますが、それ以降は、概ね減少に転じると推計されています。一方、高齢化率は上昇の一途を辿り、平成37年には39.5%、平成42年には全国で唯一40%を超えて41.0%になると推計されています。（推計値：国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計）

こうした状況を踏まえ、介護予防や地域包括ケアを推進するとともに、施設サービスの充実も図っていく必要があります。

- 介護保険施設の必要入所定員総数は、高齢者数（高齢化率）の推移を見据えたサービス量の見込みと、居住系サービス量の見込みとのバランスを図りながら見込む必要があります。
- 介護保険施設の整備に当たっては、次の点に配慮することが求められます。
 - （1）利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重するとともにプライバシーの保護に努め、入所者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、提供するサービスの質の向上に努める必要があります。
 - （2）施設サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させることが必要であることから、入所決定の過程において、透明性、公平性の確保・徹底がより一層求められます。
 - （3）サービスの必要量を見極めながら、進めることが求められます。
 - ① 介護老人福祉施設については、在宅生活が困難な重度者の利用ニーズに対応するため、引き続き計画的に整備を進めていく必要がありますが、できるだけ住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域に密着した小規模な施設（定員29人以下）の整備が望まれます。

また、入所者の尊厳やプライバシー保護に配慮し、入居者個々の状況に対応できる、より質の高いケアを行うため、ユニット型施設の整備を引き続き進める必要があります。
 - ② 介護老人保健施設についても、介護老人福祉施設と同様に整備を進める必要があります。
 - ③ 介護療養型医療施設については、病状に応じて医学的管理の下での介護を必要とする人のニーズや利用状況を踏まえて指定してきましたが、国の施策により、平成23年度末までに廃止することとされてきました。

しかし、廃止が進んでいない状況を踏まえ、廃止期限を平成29年度末まで延長し、老人保健施設等への転換を推進しています。

今後は、国の施策を見極めつつ、入所者やその家族が安心して必要な施設サービスを享受することができるように支援していく必要があります。

【介護保険施設の整備数(老人福祉圏域別)】

(各年度末現在累計 単位：人)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画値 (平成29年度)	増床数 (26年度比)
大館・鹿角	介護老人福祉施設	670	720	829	858	29
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(0)	(0)	(58)	(87)	29
	介護老人保健施設	612	662	637	737	100
	介護療養型医療施設	298	298	298	298	0
	総 数	1,580	1,680	1,764	1,893	
北秋田	介護老人福祉施設	383	383	383	478	95
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(0)	(0)	(40)	(100)	60
	介護老人保健施設	180	180	180	180	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	総 数	563	563	563	658	
能代・山本	介護老人福祉施設	577	607	607	686	79
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(29)	(58)	29
	介護老人保健施設	375	395	395	395	0
	介護療養型医療施設	129	129	129	129	0
	総 数	1,081	1,131	1,131	1,210	
秋田周辺	介護老人福祉施設	1,780	1,937	2,132	2,257	125
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(76)	(163)	(163)	(288)	125
	介護老人保健施設	2,008	2,008	2,008	2,008	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	総 数	3,788	3,945	4,140	4,265	
由利かほ荘	介護老人福祉施設	832	961	961	1,069	108
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(0)	(29)	(29)	(87)	58
	介護老人保健施設	500	500	500	500	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	総 数	1,332	1,461	1,461	1,569	
大仙・仙北	介護老人福祉施設	1,030	1,040	1,040	1,100	60
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(29)	(29)	0
	介護老人保健施設	674	674	674	674	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	総 数	1,704	1,714	1,714	1,774	
横手	介護老人福祉施設	684	764	764	764	0
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(116)	(116)	(136)	(136)	0
	介護老人保健施設	450	450	450	450	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	総 数	1,134	1,214	1,214	1,214	
湯沢・雄勝	介護老人福祉施設	504	549	549	573	24
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(49)	(94)	(94)	(138)	44
	介護老人保健施設	312	312	312	394	82
	介護療養型医療施設	96	96	92	10	▲ 82
	総 数	912	957	953	977	
県 計	介護老人福祉施設	6,460	6,961	7,265	7,785	520
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(299)	(460)	(578)	(923)	345
	介護老人保健施設	5,111	5,181	5,156	5,338	182
	介護療養型医療施設	523	523	519	437	▲ 82
	総 数	12,094	12,665	12,940	13,560	

長寿社会課調べ

※整備定員数は、各年度において整備を承認した数値です。

【今後の取組】

- ◆ 介護保険施設の整備に当たっては、圏域別需要動向や在宅サービスの状況、認知症高齢者グループホームなど居住系サービスの利用状況等を踏まえ、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）等の活用とともに整備を推進していくことを基本とします。

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

今後の整備に当たっては、圏域別の需要見込みなどを踏まえ、引き続き広域的な観点に留意しながら整備を進めるとともに、施設で働く職員を確保するため、施設内の保育施設整備も進めます。

また、入所者一人ひとりの意思、人格及びプライバシーを尊重し、入所者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、ユニット型を基本とした施設の整備を進めます。

ユニット型以外の多床室（従来型多床室）を設置する既存の施設については、ユニット型へ改修するための支援のみならず、地域の実情により従来型多床室を維持する必要がある場合も、プライバシー保護のための改修を進めます。

（２）介護老人保健施設

今後の整備に当たっては、圏域別の需要見込みなどを踏まえ、引き続き広域的な観点に留意しながら整備を進めるとともに、施設で働く職員を確保するため、施設内の保育施設整備も進めます。

また、利用者の在宅復帰の向上を図るとともに、在宅復帰者が安心して療養生活を送ることができるようにするため、入所時から在宅療養までの必要な支援を一体的に実施できる施設の整備を進めます。

（３）介護療養型医療施設

今後も引き続き、国の施策を見極めながら、老人保健施設等への転換計画を支援します。

【介護保険施設の整備計画】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
大館・鹿角	介護老人福祉施設	829	858	858
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(58)	(87)	(87)
	介護老人保健施設	637	637	737
	介護療養型医療施設	298	298	298
	総 数	1,764	1,793	1,893
北秋田	介護老人福祉施設	383	478	478
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(40)	(100)	(100)
	介護老人保健施設	180	180	180
	介護療養型医療施設	0	0	0
	総 数	563	658	658
能代・山本	介護老人福祉施設	607	657	686
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(58)
	介護老人保健施設	395	395	395
	介護療養型医療施設	129	129	129
	総 数	1,131	1,181	1,210
秋田周辺	介護老人福祉施設	2,132	2,219	2,257
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(163)	(250)	(288)
	介護老人保健施設	2,008	2,008	2,008
	介護療養型医療施設	0	0	0
	総 数	4,140	4,227	4,265
由利本荘	介護老人福祉施設	961	1,019	1,069
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(87)	(87)
	介護老人保健施設	500	500	500
	介護療養型医療施設	0	0	0
	総 数	1,461	1,519	1,569
大仙・仙北	介護老人福祉施設	1,100	1,100	1,100
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(29)	(29)	(29)
	介護老人保健施設	674	674	674
	介護療養型医療施設	0	0	0
	総 数	1,774	1,774	1,774
横手	介護老人福祉施設	764	764	764
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(136)	(136)	(136)
	介護老人保健施設	450	450	450
	介護療養型医療施設	0	0	0
	総 数	1,214	1,214	1,214
湯沢・雄勝	介護老人福祉施設	573	573	573
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(138)	(138)	(138)
	介護老人保健施設	394	394	394
	介護療養型医療施設	10	10	10
	総 数	977	977	977
県計	介護老人福祉施設	7,349	7,668	7,785
	(地域密着型介護老人福祉施設)	(622)	(856)	(923)
	介護老人保健施設	5,238	5,238	5,338
	介護療養型医療施設	437	437	437
	総 数	13,024	13,343	13,560

長寿社会課調べ

【地域医療介護総合確保基金】

地域医療介護総合確保基金は、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的に創設されました。

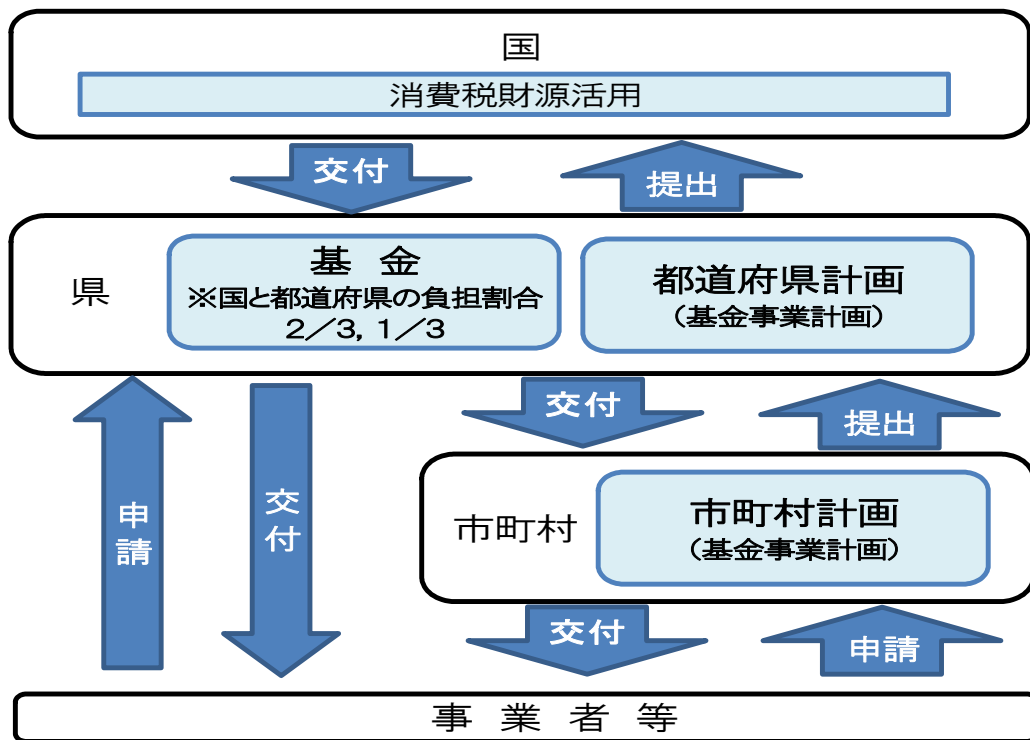
当基金は、消費税増収分を財源に活用して各都道府県に設置され、国が2/3、都道府県が1/3を負担しています。

基金を充てて実施する事業の範囲は次の5事業となっており、県は、都道府県計画を毎年度作成し、医療と介護の総合的な確保に向けた事業を実施します。

「地域医療介護総合確保基金の対象事業」

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※平成26年度は医療を対象として1, 2, 4を、平成27年度以降は介護分を含め全ての事業が対象



2 特定施設の必要利用定員

- 特定施設とは、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームをいいます。
これらの施設は、指定基準を満たすことで、県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内で、特定施設入居者生活介護事業所の指定が受けられます。
- 特定施設のうち、入居者が要介護者とその配偶者等に限定されているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設です。
定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設は、市町村の介護保険事業計画で定める定員の範囲内で、地域密着型サービスの指定が受けられます。
- 高齢の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが見込まれることから、有料老人ホーム等の介護が付いている住まいへのニーズは増加していくものと考えられます。

【指定特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数】 (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護専用型	287	423	423
地域密着型	282	282	311
混合型	1,534	1,599	1,709
総数	2,103	2,304	2,443

【指定特定施設入居者生活介護（混合型特定施設）の指定可能定員総数】 (単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定可能定員総数	2,192	2,285	2,442

※混合型特定施設の入所定員総数に占める要介護者の割合は70%以下としています。

※平成27～29年度の必要利用定員総数を基に、各年度ごとの70%で割り返した値。

3 施設の個室・ユニット化の推進

【現状と課題】

● 利用者一人ひとりの意思と人格が尊重され、プライバシー保護の下、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように推進することが重要であり、居室の個室化・ユニット化を推進しています。

しかしながら、各地域には、従来型多床室のニーズもあり、その実情に応じて従来型多床室を維持する施設に対しては、プライバシー保護のための改修を推進する必要があります。

(平成26年度末現在)

施設種別	定員数(人)		進捗率
	総数	ユニット型	
特別養護老人ホーム	7,051	1,980	28.1%
介護老人保健施設	5,156	285	5.5%
合計	12,207	2,265	18.6%

※定員数欄のユニット型は、ユニット型対応の床数です。

【ユニットケア研修の受講修了者数】

(平成26年度末現在)

施設種別	施設管理者研修	ユニットリーダー研修
特別養護老人ホーム	58	325
介護老人保健施設	5	51
老人短期入所施設	24	119
合計	87	495

【今後の取組】

- ◆ 介護保険施設の個室・ユニット化については、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重し、できる限り在宅に近い環境の下で生活ができるよう配慮しながら、より質の高いケアが提供できるよう、積極的に推進します。
- ◆ 特に、介護老人福祉施設の創設、増床については、ユニット型による整備を基本として進めることとし、既存施設についても可能な限り個室・ユニット化を推進するとともに、地域の実情に応じて従来型多床室を維持する施設に対しては、プライバシー保護のための改修を支援します。
- ◆ また、介護老人保健施設の創設にあつては、ユニット型で整備することを基本とし、既存施設についても、個室・ユニット化の改修を支援します。
- ◆ 施設の個室・ユニット化は、入所者に対する処遇（いわゆる「ユニットケア」）が適切に実施されなければその効果を発揮できません。施設管理者や介護職員を対象としたユニットケアに係る理解や意識、介護技術の向上を図るための研修を推進します。

3節 介護人材の育成と確保

1 介護人材の現状と需給推計

【現状と課題】

- 今後、要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護サービス量の一層の増加が見込まれ、これに対応するための人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、全国で最大250万人の介護職員が必要と推計されており、本県においては介護職員が約2,800人不足すると見込まれます。
- 生産年齢人口の減少が見込まれる中であっても、医療と介護の連携を図り、介護サービスや地域包括ケアシステムを支える人材を安定的に育成・確保する必要があります。

①介護職員等数 (厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」) (単位：人)

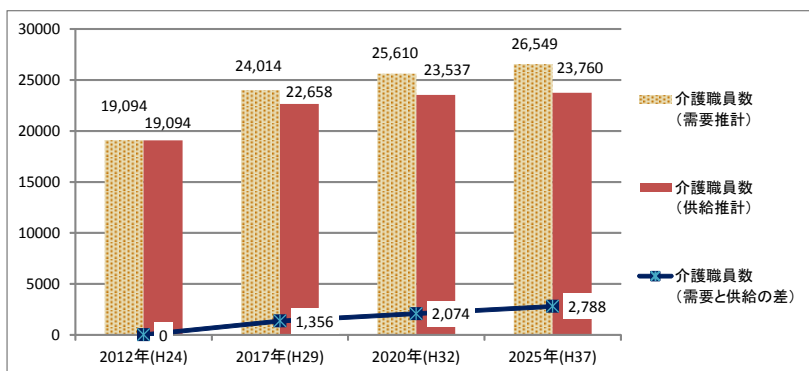
	施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	合計
平成22年度	4,619	8,925	2,782	16,326
平成23年度	4,697	9,637	2,799	17,133
平成24年度	4,979	11,018	3,097	19,094

②将来の介護サービス等利用者数に基づき推計した介護職員需要推計 (単位：人)

	施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	合計
平成29年度	5,808	13,378	4,828	24,014
平成32年度	5,974	14,341	5,295	25,610
平成37年度	6,048	14,991	5,510	26,549

③将来の介護職員の需給推計 (単位：人)

	需要推計	供給推計	需要と供給の差
平成24年度	19,094	19,094	0
平成29年度	24,014	22,658	1,356
平成32年度	25,610	23,537	2,074
平成37年度	26,549	23,760	2,788



2 介護人材の養成状況

[介護支援専門員]

- 平成26年度までに、6,366人が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を受講ののち、介護支援専門員として登録されています。
- 介護サービス事業所で実務に従事している介護支援専門員は、平成26年4月現在で2,190人となっています。
- 介護支援専門員の資質向上を図るため、登録の更新制、二重指定制を取り入れ、義務化・体系化された各種研修を習熟度に応じて実施しています。
- 主任介護支援専門員は平成18年に創設され、地域包括支援センター等において、介護支援専門員への助言指導や包括的・継続的なケアマネジメント支援業務の中心的な役割を担っています。

①介護支援専門員実務研修受講試験合格者数

(単位：人)

平成10 ～17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
3,525	325	350	347	388	288	235	310	257	341	6,366

②主任介護支援専門員研修受講者数

(単位：人)

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
111	97	96	109	72	79	91	79	76	810

[介護員]

- これまでの「介護職員基礎研修」と「介護員養成研修1級課程、2級課程、3級課程」は、平成25年4月から「介護職員初任者研修」に一元化されました。介護職員初任者研修では、介護業務に従事する上で必要となる基本的な知識・技術を習得します。
- 県は、研修を実施する機関を指定しており、平成27年1月末現在で35事業所が指定養成研修機関の指定を受けています。
- 平成25年度末までに指定養成研修機関での研修を修了した者は、37,562人となっています。

介護員養成研修修了者数

(単位：人)

区 分	～19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
介護職員基礎研修		44	76	155	170	188	45	678
介護員養成研修1級課程	819	20	14	21				874
介護員養成研修2級課程	20,316	1,321	1,981	1,912	1,779	1,462	956	29,727
介護員養成研修3級課程	5,577	9	5	0				5,591
介護職員初任者研修							692	692
合 計	26,712	1,394	2,076	2,088	1,949	1,650	1,693	37,562

※25年度の基礎研修及び2級課程は、平成25年3月31日以前に開講した研修の修了者数

[介護福祉士]

- ・ 県内の平成26年3月末時点における介護福祉士の登録者数は、14,891人となっています。
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成24年度から、一定の研修を修了した介護福祉士や介護職員等は、一定の条件の下でたんの吸引等の医行為を実施することができます。
また、平成28年度以降の国家試験に合格した介護福祉士は、一定の条件の下でたんの吸引等の医療行為を行うことができます。
- ・ 介護福祉士の資格取得に向けて受講する「介護職員実務者研修」について、平成27年4月からは、県が研修を実施する機関を指定します。

[看護職員]

- ・ 就業している看護師及び准看護師数は、平成24年12月末現在で、看護師が10,005人、准看護師が3,464人、合計で13,469人となっています。全体としては増加傾向にありますが、准看護師はやや減少傾向にあります。
人口10万人当たりの就業者数で見ると、看護師及び准看護師合計で、1,266.9人となり、全国平均(1,077.2人)を上回っています。
- ・ 就業場所は、病院が約65%を占めていますが、近年、在宅医療・介護の進展などに伴って、介護保険施設等への就業者が増加傾向にあります。

【今後の取り組み】

- ◆ 労働局や秋田県福祉保健人材・研修センターとの連携により、職業紹介、就職相談会、高校生向け進路ガイダンス等を実施し、意欲を持った人材の新規参入や、潜在的な人材の再就業に向けた取組を促進します。
- ◆ 介護保険施設等において、期間雇用による実務訓練を行う場合の経費等を助成します。
- ◆ 介護分野での実務経験のない求職者等を対象に、介護の基礎講習会を開催し、介護職への入職の契機づくりを行うとともに、ホームページ等の活用により、幅広い年齢層に向けて情報発信を行い、介護職への理解促進を図ります。
- ◆ 介護職員のキャリアアップ、介護技術向上のための研修実施や、理学療法士による腰痛等予防対策の普及などにより、人材の定着が図られるよう支援します。
- ◆ 社会保険労務士等のアドバイザーを介護サービス事業所へ派遣し、雇用環境等の改善による人材確保・定着が図られるよう支援します。

〔介護支援専門員〕

- ・ 介護保険制度の要として重要な役割を担っている介護支援専門員については、実務研修受講試験合格者に対して実務研修を実施し、量的確保を図ります。
- ・ 経験年数に応じた現任者に対する研修を実施して資質の向上に努めるとともに、資格を更新する場合の更新研修や、再研修の実施により質の確保を図ります。
- ・ 主任介護支援専門員については、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資する役割が期待されていることから、今後も養成研修を実施し、確保に努めます。また、平成28年度から導入される更新研修の実施により、質の確保を図ります。

介護支援専門員の必要見込数 (単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
就業者数	2,254	2,329	2,421	2,624

〔介護員〕

- ・ 指定研修機関が実施する介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修により、人材の確保を図ります。
- ・ 介護職として将来展望を持って働き続けることができるよう、就業している介護員に対し、経験年数や役職に応じたスキルアップを図るための研修機会を確保します。

〔介護福祉士〕

- ・ 県社会福祉協議会への支援を通じて、将来県内において介護の業務に従事しようとする者に対し、介護福祉士養成機関への修学資金等の貸与を行い、介護福祉士の確保を図ります。

[看護師・准看護師]

- ・ 県内の養成施設の充実を図り、秋田県看護職員受給見通しに基づく需給計画の達成や質の高い看護師・准看護師の養成に努めます。
- ・ 潜在看護職員の再就業を促進し、県内看護職員の充足に努めます。

(秋田県医療保健福祉計画より)

3 資質向上に向けた取り組み

【現状と課題】

- 介護現場での事故が後を絶たず、事故をなくすための取り組みを継続する必要があります。
- このため、人材の量的確保に加え、高い専門性を持った人材の育成が重要であることから、介護職員の処遇の改善を図るとともに、専門的・技術的レベルの向上を図り、介護サービスの質の向上を目的とした研修の機会等を確保することが必要です。

【今後の取組】

- ◆ 介護サービスの質の向上に向け、個別ケアへの理解を深めるための研修などを重点的に展開します。
- ◆ 利用者処遇について、事故防止に向けた指導を継続するとともに、報告の徹底を図ります。
- ◆ 医療的観点から尊厳あるケアの提供に資するため、看護職員（短期入所施設も含む）向けの研修を実施します。

4 地域医療介護総合確保基金の活用

地域医療介護総合確保基金は、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的に創設されました。

本県においても、本基金を活用し、介護人材の新規参入や定着支援等に関する事業に取り組みます。

4節 介護サービス情報の公表制度の推進

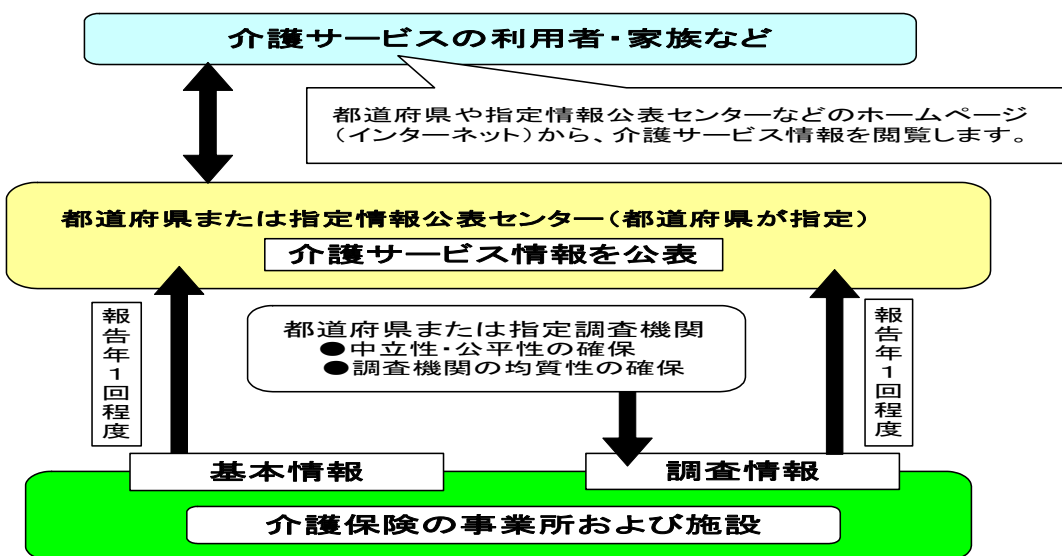
【現状と課題】

- 介護サービス情報の公表制度は、利用者が適切な事業所を選択することができるよう、公表を法律で義務付けた制度です。
- 本県では、指定情報公表センターである公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に委託し、すべてのサービスを対象に情報公表を実施しています。
- 情報の公表は、指定情報公表センターのホームページで行っており、利用者の閲覧性の向上を図るため、事業所の比較機能や検索機能などが強化されています。
- 情報の正確性を担保するため、県が策定した指針に基づき3年ごとに事業所調査を実施し、適正な公表に努めています。

【今後の取組】

- ◆ 介護サービス情報の公表制度がより一層活用されるよう、通所介護事業所の基本情報に宿泊サービスの情報を加えるなど、今後も制度改正に適切に対応し、普及・啓発に取り組みます。

【介護サービス情報の公表の仕組み】



介護サービス情報の公表制度の対象サービス（37サービス）

		県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
要介護1 ～ 要介護5の方	居宅系サービス		地域密着型サービス
	○ 居宅介護支援 (ケアマネジメント)		① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	○ 訪問系サービス	① 訪問介護	② 夜間対応型訪問介護
		② 訪問入浴介護	③ 認知症対応型通所介護
		③ 訪問看護	④ 小規模多機能型居宅介護
		④ 訪問リハビリテーション	⑤ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
	○ 通所系サービス	① 通所介護	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
		② 通所リハビリテーション	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養)
	○ 入所系サービス	① 短期入所生活介護	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
		② 短期入所療養介護	
③ 特定施設入居者生活介護			
○ 福祉用具サービス	① 福祉用具貸与		
	② 特定福祉用具販売		
施設サービス			
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			
② 介護老人保健施設			
③ 介護療養型医療施設			
要支援1・要支援2の方	介護予防サービス		地域密着型介護予防サービス
	○ 訪問系サービス	① 介護予防訪問介護	① 介護予防認知症対応型通所介護
		② 介護予防訪問入浴介護	② 介護予防小規模多機能型居宅介護
		③ 介護予防訪問看護	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※ (グループホーム)
		④ 介護予防訪問リハビリテーション	
	○ 通所系サービス	① 介護予防通所介護	
		② 介護予防通所リハビリテーション	
	○ 入所系サービス	① 介護予防短期入所生活介護	
		② 介護予防短期入所療養介護	
		③ 介護予防特定施設入居者生活介護	
○ 福祉用具サービス	① 介護予防福祉用具貸与		
	② 特定福介護予防福祉用具販売		

※ 要支援1の方は対象外

(注1) 平成30年4月1日までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護は地域支援事業に移行します。

(注2) 平成28年度から、小規模の通所介護は地域密着型サービスに移行します。

5節 介護給付適正化の推進

1 介護給付適正化計画の推進

【現状と課題】

- 介護保険制度の定着及び要介護者の増加に伴い、介護給付費も増加し、公費負担の増加や保険料の上昇につながっています。
- 介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするためには、介護給付の適正化を図り、利用者が真に必要なサービスを過不足なく提供することが必要です。
- 介護給付の適正化のため、平成27年度から平成29年度までに県と市町村が取り組むべき目標を定めた「第3期介護給付適正化計画」を策定しています。
- 介護給付の適正化を進めるためには、制度の運営主体である市町村の積極的な取組が重要です。

【今後の取組】

- ◆ 「第3期介護給付適正化計画」に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業に市町村が主体的に取り組むことができるよう、以下により支援します。
 - ・ 市町村における要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員、認定審査会委員、主治医に対する研修を継続して実施します。
 - ・ 市町村職員等に対する介護給付適正化事業に取り組むための必要な知識の習得を目的とした研修会を継続して実施します。
 - ・ マネジメントの適切化のため、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。
 - ・ 秋田県国民健康保険団体連合会（以下、国保連という。）と連携し、市町村による国保連介護給付適正化システムの積極的な活用や、国保連に対する業務委託の調整等を支援します。
- ◆ 適正化事業の推進にあたっては、実施している事業の具体的な内容や実施状況にも着目し、各事業の内容の改善に向け、県・市町村・国保連が一体となって取り組みます。

【介護給付適正化事業の実施状況及び実施目標】

適正化事業		実績	取組保険者目標率(%) ()内は保険者数		
		H26までに実施済	H27	H28	H29
ア. 要介護認定の適正化	①委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検 直営で認定調査を行っている場合の実態把握	80(18)	90(20)	95(21)	100(22)
	②格差是正に向けた取組	40.9(9)	50(11)	60(13)	90(20)
	③その他、任意の事業	適宜実施			
イ. ケアプランの点検	①保険者によるケアプランの点検の実施	54.5(12)	85(19)	95(21)	100(22)
ウ. 住宅改修等の点検	①住宅改修の点検	90(20)	90(20)	95(21)	100(22)
	②福祉用具購入・貸与状況の確認	63.6(14)	85(19)	90(20)	100(22)
	③その他、任意の事業	適宜実施			
エ. 縦覧点検・医療情報との突合	①縦覧点検	100(22)	100(22)	100(22)	100(22)
	②医療情報との突合	100(22)	100(22)	100(22)	100(22)
	③その他、任意の事業	適宜実施			
オ. 介護給付費通知	①介護給付費通知の送付	50(11)	60(14)	80(18)	90(20)
	②その他、任意の事業	適宜実施			
カ. その他積極的な実施が望まれる取組	①国保連介護給付適正化システムにおける給付実績の活用	50(11)	70(15)	80(18)	100(22)
	②その他、任意の事業	適宜実施			
キ. 指導監督との連携	①指導監督との情報共有	100(22)	100(22)	100(22)	100(22)
	②苦情・通報情報の適切な把握及び分析	100(22)	100(22)	100(22)	100(22)
	③不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導	100(22)	100(22)	100(22)	100(22)
	④受給者等から提供された情報の活用	100(22)	100(22)	100(22)	100(22)
	⑤その他、任意の事業	適宜実施			
ク. 制度の周知	①適正化事業の意義や取組の周知・広報	59.1(13)	70(15)	90(20)	100(22)
ケ. その他	①適正化各事業の実施結果の活用 (事業者等へのフィードバック、周知のための勉強会・研修会の開催等)	36.4(8)	50(11)	90(20)	100(22)
	②適正化の推進に役立つツールの活用	36.4(8)	45(10)	55(12)	70(15)

資料：秋田県介護給付適正化計画

2 介護サービス事業者・施設に対する指導・監査

【現状と課題】

- 介護サービス事業者等を育成・支援し、介護サービスの質の確保とその向上を図るため、実地指導、集団指導、監査等を定期的実施しています。
- 実地指導や監査を行ったほとんどの事業所において、改善を要する事項が認められています。
- 介護サービス事業所は今後も増加が見込まれることから、引き続き介護保険制度に対する正しい認識と理解が得られるよう指導する必要があります。
- 指定基準違反や不正請求等の疑いのある事業所に対しては、迅速かつ的確に監査を行うなど、厳正に対処する必要があります。
- 介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供のほか、法令遵守等のための業務管理体制の整備と届出が義務づけられています。

【今後の取組】

- ◆ 介護サービス事業者等を育成・支援し、介護サービスの質の確保と向上を図るため、実地指導、集団指導、監査等を実施します。
- ◆ 不適切な介護サービスの提供や不正請求等が疑われる場合や、利用者・従業員等からの通報事案等に対しては、迅速に監査を行うなど厳正に対処します。
- ◆ 介護職員の労働環境も含め、法令遵守等のための業務管理体制の整備について指導します。